

社保審「第119回 介護給付費分科会」 2015年度の介護報酬改定案を了承

2015/2/6

社会保障審議会・介護給付費分科会（分科会長：田中滋・慶應義塾大学名誉教授）は2月6日、塩崎恭久厚生労働大臣から諮問された2015年度の介護報酬改定案を了承した。



改定率は、介護事業者の経営状況等を踏まえ、▲2.27%（処遇改善：+1.65%、介護サービスの充実：+0.56%、その他：▲4.48%）のマイナス改定。そのため、ほとんどの基本報酬が引き下げられ、加算での評価が中心となった。

今回の改定は、医療・介護・予防・住まい・生活支援を包括的に確保する「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、居宅サービスの提供体制の強化を評価する加算が新設されるなど、今後ニーズが増大すると予測される中重度の要介護者や認知症高齢者の在宅生活支援に重点を置いたものとなった。また、看取り対応の充実を図るため、特別養護老人ホームでの手厚い看取り介護が評価されるとともに、介護療養型医療施設の報酬に看取りやターミナルケアを中心とした長期療養及び喀痰吸引等の医療処置について新たな要件を設定した療養機能強化型が新設された。なお、医師や薬剤師などによる在宅での管理指導への評価である居宅療養管理指導費については据え置きとなった。

その他、介護人材の確保に向けた介護職員処遇改善加算への上乗せ評価や、訪問系サービスにおいて事業所と同一敷地又は隣接する敷地の建物に居住する利用者への訪問は減算となるなどの評価の適正化も行われた。

この日の結論は社会保障審議会に報告され、同審議会の西村周三会長（医療経済研究機構所長）から塩崎厚労大臣に答申する。